

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁴⁷〕消費税その②

事業者が商品購入時にポイントを使用した場合の消費税の仕入税額控除の考え方

Q. 事業者が商品購入時にポイントを使用した場合の消費税の仕入税額控除の考え方を教えてください。

A. 事業者が商品を購入した際、その取引（課税仕入れ）について仕入税額控除を行うこととなりますが、商品購入時にポイントを使用した場

合、消費税の「課税仕入れに係る支払対価の額」は、

ポイント使用が「対価の値引き」である場合には、商品対価の合計額からポイント使用相当分の金額を差し引いた金額（値引後の金額）

ポイント使用が「対価の値引きでない」場合には、商品対価の合計額（全額）となります。

なお、商品購入時に発行されるレシートには、ポイント使用の態様に応じて「課税仕入れに係る支払対価の額」が表示されていると考えられますので、商品を購入した事業者においては、レシートの表記から「課税仕入れに係る支払対価の額」を判断して差し支えありません。

＜レシート表記の例＞

①のケース：値引き

レシート 〇〇ストア			
東京都…			
2019年10月××日(土) 16:45			
お茶 * 1点	540		540円
プリン * 1点	550		550円
ポイント値引き			▲21円
合計			1,069円
8%タイヨウ		530円	
(内消費税)		39円	
10%タイヨウ		539円	
(内消費税)		49円	
現金支払			1,069円
*印は軽減対象			

1,069円が課税仕入れの対価の額となる。

②のケース：値引きでない

レシート 〇〇ストア			
東京都…			
2019年10月××日(土) 16:45			
お茶 * 1点	540		540円
プリン * 1点	550		550円
合計			1,090円
8%タイヨウ		540円	
(内消費税)		40円	
10%タイヨウ		550円	
(内消費税)		50円	
〇〇ポイント支払			▲21円
現金支払			1,069円
*印は軽減対象			

1,090円が課税仕入れの対価の額となる。

1. (注1) 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。

そのため、例えば、次のように、日々の記帳段階から取引を税率ごとに区分経理しておくことが考えられます。

のケース（値引き）

消耗品費（8%対象）530円/現金 1,069円

消耗品費（10%対象）539円

のケース（値引きでない）

消耗品費（8%対象）540円/現金 1,069円

消耗品費（10%対象）550円/雑収入(消費税

不課税) 21円

2. (注2) コンビニエンスストア等が実施している即時充当（即時に購買金額にポイント等相当額を充当する方法）によるキャッシュレス・消費者還元は、商品対価の合計額が変わるものではありません。

このため、事業者が商品を購入した際に、即時充当による消費者還元を受けた場合には、商品対価の合計額が「課税仕入れに係る支払対価の額」となります（のケースと同様）。

（税制委員会：齋秀行、大池明、北澤剛グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）